

事務所通信

平成29年夏号

こんにちは、立川です。
いつも、ありがとうございます。

平成27年分の国税の税額で、前年対比で約30%以上増えたものがあります。
それは、相続税です。

平成27年から相続税の基礎控除が、【600万×法定相続人の数+3,000万円】と、大幅に引下げられたことが大きく影響しています。

国税庁の報道資料によれば、相続税の税額合計は、平成26年は1兆3,908億円で、平成27年は1兆8,116億円である、とのこと。亡くなられた方1人当たりでは、平成26年は2,473万円で、平成27年は1,758万円である、とのこと。

相続税は、亡くなられた方から、相続や遺贈などで財産を取得した方にかかる税金です。そして相続税は、亡くなられた日から10か月以内に、関係資料をそろえて申告・納税をすることになります。

今回は、この相続税のしくみの全体像について簡潔にお話しさせていただきます。

ご家族の方がお亡くなりになった場合、まず、ご家族のお一人が代表として、死亡届を市役所（区役所）に提出します。

死亡届には、ご家族の方がサインをして届け出ます。つまり、誰が届けたのかが確認できる書類となっているのです。

この死亡届を受理した市役所（区役所）から、管轄の税務署に連絡がいきます。おおむね四十九日が終わるころ、死亡届を届出た相続人のご自宅に、税務署から相続税に関する書類が郵送されます。

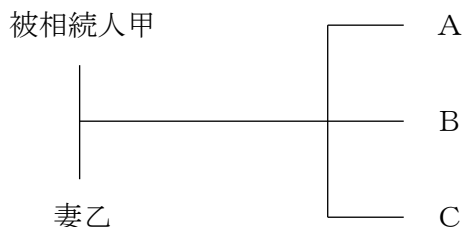
多くの相続人の方は、税務署の書類がご自宅に届いて、相続税の申告の必要性を感じます。

相続税の申告の手順は、下記の4ステップです。

- 1 相続人の確認
- 2 相続財産、債務の確定
- 3 遺産分割協議
- 4 相続税の申告・納付

例えば、ご主人甲さんのご家族は、奥さんの乙さん、お子さんがAさん、Bさん、Cさんの3人であったとします。

甲さんがお亡くなりになったとします。



そして、甲さんの財産の総額は、預金がすべてで1億2000万円、債務はゼロ、葬儀費用に200万円かかったとします。

相続人間の話し合いで、遺産分割協議が、下記のようにまとまったとします。

乙が取得する資産 預金6,000万円
 Aが取得する資産 預金2,000万円
 Bが取得する資産 預金2,000万円
 Cが取得する資産 預金2,000万円
 乙が負担する葬儀費用 200万円

(単位：万円)

	配偶者乙	A	B	C	計
分割による取得財産	6,000	2,000	2,000	2,000	12,000
葬式費用	△200				△200
課税価格	5,800	2,000	2,000	2,000	11,800

次に、相続税の総額の計算をします。

この段階では、次の①から⑤のステップで計算します。

① 課税価額の合計額を計算します。上記より、11,800万円となります。

② 遺産に係る基礎控除を計算します。

この計算は、【600万×法定相続人の数+3,000万円】にあてはめます。

600万円×4人+3,000万円=5,400万円となります。

③ 課税遺産額を計算します。基礎控除を超える金額が課税対象となります。

この計算は、【①-②】です。

11,800万円-5,400万円=6,400万円となります。

- ④ 法定相続分に応じる取得金額を計算します。法定相続分とは、このケースでは、妻 1 / 2，子ひとりにつきそれぞれ 1 / 6 です。

$$\text{乙} : 6,400 \text{ 万円} \times 1 / 2 = 3,200 \text{ 万円}$$

$$\text{A} : 6,400 \text{ 万円} \times 1 / 6 = 1,066.6 \text{ 万円}$$

$$\text{B} : 6,400 \text{ 万円} \times 1 / 6 = 1,066.6 \text{ 万円}$$

$$\text{C} : 6,400 \text{ 万円} \times 1 / 6 = 1,066.6 \text{ 万円}$$

- ⑤ 相続税の総額を計算します。この計算は「相続税の速算表」にあてはめます。相続税の速算表は下記のとおりです。

各取得分の金額	率 (%)	控除額 (万円)	各取得分の金額	率 (%)	控除額 (万円)
1,000 万円以下	10	—	2 億円以下	40	1,700
3,000 万円以下	15	50	3 億円以下	45	2,700
5,000 万円以下	20	200	6 億円以下	50	4,200
1 億円以下	30	700	6 億円超	55	7,200

$$\text{乙} : 3,200 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 4,400,000 \text{ 円}$$

$$\text{A} : 1,066.6 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 1,099,900 \text{ 円}$$

$$\text{B} : 1,066.6 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 1,099,900 \text{ 円}$$

$$\text{C} : 1,066.6 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 1,099,900 \text{ 円}$$

これらを合計すると、7,699,700 円となります。これが相続税の総額です。

最後に、課税価格の合計額を基にして、各人の課税価格の「あん分割合」を計算します。そして、相続税の総額にあん分割合をかけて、算出税額を計算します。

ここから、「相続税額から控除できるもの」を計算します。

このケースでは、「配偶者の税額軽減」が、相続税額から控除できます。

配偶者は、1 億 6,000 万円までか、課税価格の合計額の 1 / 2 までか、どちらか多い金額までの相続税額が軽減されます。

(単位：円)

	配偶者乙	A	B	C	計
あん分割合	0.49	0.17	0.17	0.17	1.00
算出税額	3,772,853	1,308,949	1,308,949	1,308,949	7,699,700
配偶者の税額軽減	△3,772,853				△3,772,853
納付税額	0	1,308,900	1,308,900	1,308,900	3,926,700

こうして、相続税が確定します。今回のケースであれば、

乙：配偶者の税額軽減の適用ができ、相続税はゼロ

A：1,308,900円、B：1,308,900円、C：1,308,900円

相続人の相続税合計額は、3,926,700円となります。

なお納付税額の百円未満は切り捨てです。

相続税の納税期限は、お亡くなりになった日から10か月以内です。

また、納税方法は、原則として金銭で一括納付です。

以上簡潔に相続税の申告について申し上げました。

実際に、相続税申告を受託させていただくときは、亡くなられた方の預金通帳を5年分お預かり致します。そしてお預かりした通帳の50万円以上の引出、振込につきまして、後日相続人の方にご質問させていただきます。

たとえば、6月5日に預金通帳から300万円の引出があったとします。この引出が何に使われたのかご質問をさせていただきます。同時に、奥さん、お子さん、場合によっては、お孫さんの預金通帳に入金がないかどうかの確認をお願いしています。

かりに、6月5日に300万円が奥さんの名義の預金通帳に入金されていたとします。

それが、贈与契約によりもらったものであれば、贈与税の課税対象になることをご説明し、もしもらったものでなければ、その300万円は、亡くなられた方の「預け金」という相続財産になることをご説明致します。

実は、ここが、相続税の申告で一番難しいところなのです。

(代表 立川 勝一)